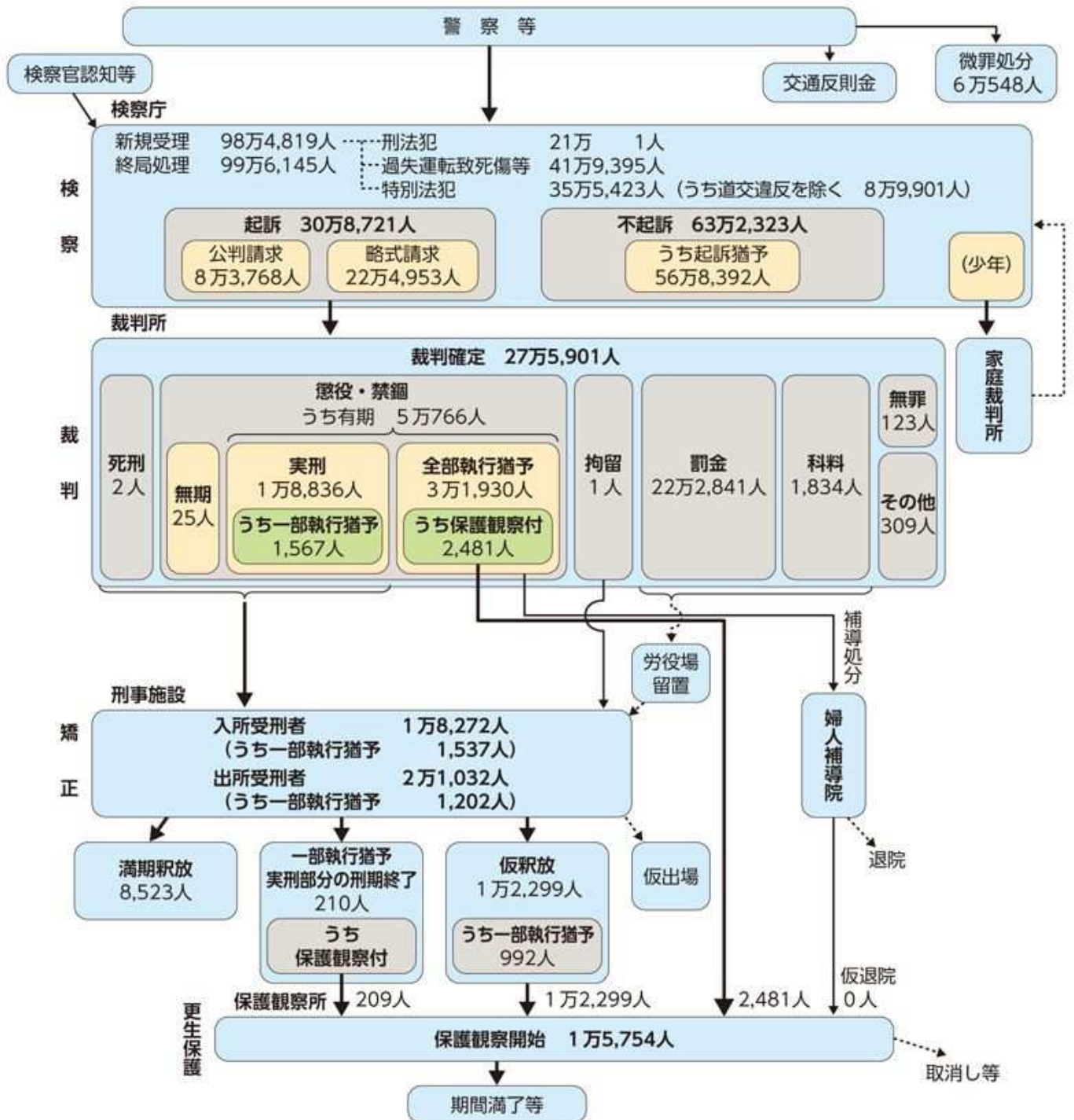


3-1-1-1 犯罪者処遇の概要

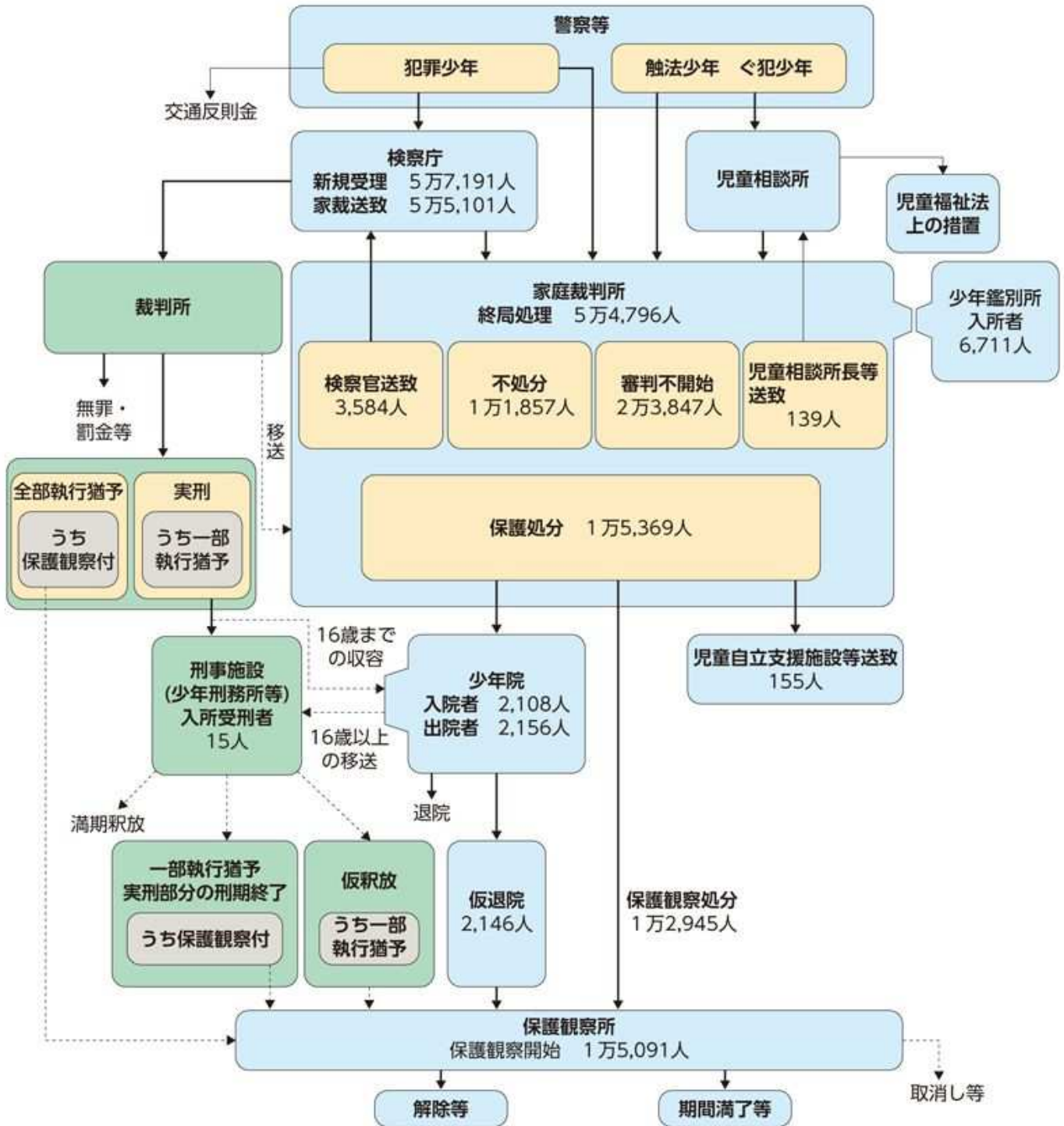
(平成30年)



注 1 警察庁の統計，検察統計年報，矯正統計年報，保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は平成30年の人員であり，少年を含む。
 3 「微罪処分」とは，刑事訴訟法246条ただし書に基づき，検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗，暴行，横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について，司法警察員が，検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は，事件単位の延べ人員である。例えば，1人が2回送致された場合には，2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は，出所事由が仮釈放，一部執行猶予実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は，仮釈放者，保護観察付一部執行猶予者，保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り，事件単位の延べ人員である。そのため，各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 7 「裁判確定」の「その他」は，免訴，公訴棄却，管轄違い及び刑の免除である。

3-2-1-1 図 非行少年処遇の概要

(平成30年)



- 注 1 検察統計年報，司法統計年報，矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は，事件単位の延べ人員である。例えば，1人が2回送致された場合には，2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は，知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は，出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は，保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。